

## 指定管理者に対するハラスメント事案の報告に関する要綱（令和7年7月14日議会告示第3号）

最終改正:

改正内容:令和7年7月14日議会告示第3号 [令和7年7月14日]

## ○指定管理者に対するハラスメント事案の報告に関する要綱

令和7年7月14日議会告示第3号

## 指定管理者に対するハラスメント事案の報告に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、指定管理者が公の施設の管理業務を遂行するにあたり、指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、中間市議会議員（以下「議員」という。）からハラスメント行為を受けた場合に、その事実を指定管理施設の所管課（以下「所管課」という。）に適切に報告し、市と指定管理者とが連携して対応を図るとともに、必要に応じて中間市議会議長（以下「議長」という。）に報告するための体制を整えることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における「ハラスメント」とは、中間市議会ハラスメント根絶条例（令和3年中間市条例第21号。以下「条例」という。）第2条に定める定義に準ずるものとする。

（指定管理者による報告）

第3条 従事者は、議員からハラスメントを受けた場合で市への報告を希望するときは、所管課に指定管理者に対するハラスメント報告書（別記第1号様式）により行うものとする。

（運営協議会における協議）

第4条 所管課と指定管理者は、指定管理に係る運営協議会において前条の報告があった場合には、事実確認を行うとともに必要な措置について協議する。

（議長への報告）

第5条 所管課は、当該事案の加害者が議員である場合で、かつ、被害者の同意が得られたときは、事実関係の確認を踏まえて議長に報告を行うものとする。

（プライバシーの保護）

第6条 市及び指定管理者の関係者は、報告内容に含まれる個人情報その他のプライバシーに関する情報について、条例第12条の規定に準じ、当事者の名誉や人権に配慮し、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。また、被害者の意に反して氏名その他本人が特定される情報を開示してはならないものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

## 指定管理者に対するハラスメント報告書

1. 報告日	令和 年 月 日
2. 報告者	(所属) (氏名)
3. 被害者 (イニシャル可)	(所属) (氏名)
4. 加害者	(市議会議員氏名)
5. 発生日時	令和 年 月 日 時頃
6. 発生場所	例：施設内事務所、電話等
7. 事案の概要	(時系列で簡潔に記載) ・〇月〇日：〇〇〇〇
8. 被害者の報告・対応 に関する希望 (議長報告の希望 有無等)	・議長報告の希望（有 ・ 無）